

議案第21号

清水町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の
制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和4年3月11日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

清水町固定資産評価審査委員会条例(平成11年清水町条例第19号)
の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とす
る。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」
を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。